

奈良県教育委員会

# 週報

第2346号

令和2年8月27日発行

# 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和3年度高等学校等進学予定者に対する育成奨学金の予約申請について	各市町村教委教育長 各中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	1
令和2年度「歯を守る図画・ポスター・標語コンクール」の実施期間及び表彰方法の変更について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	保健体育課	4

(次の週報は、令和2年9月10日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長  
各中学校長  
各義務教育学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和3年度高等学校等進学予定者に対する 育成奨学金の予約申請について（通知）

令和3年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）への進学予定者で、入学後「育成奨学金」の貸与を希望するものに対する予約申請を下記により受け付けますので、生徒への周知及び申請についてご配慮くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 募集概要

##### (1) 申込資格

ア 令和3年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。）に進学を希望している者

イ 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者

ウ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者

エ 経済的理由により、修学が困難と認められる者

オ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

（注1）アについて・・・特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による経費の支給を受けている者へは貸与できない。

ウについて・・・学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上で

あること（5段階評価、小数第2位四捨五入）。中学校第3学年における予約申請においては、中学校第1学年から第2学年までの全履修科目の評定平均値とする。

エについて・・・育成奨学金は、特に意欲があると認められる場合には、予算の範囲内で世帯全員の収入額合計が生活保護基準の3.0倍以内を条件としているが、予約申請については1.5倍以内とする。

(2) 受付期間

**令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金) (必着)**

(3) 募集人数

100名以内

(4) 推薦及び提出書類

ア 中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長等」という。）は、奨学金貸与希望者のうち上記(1)申込資格に合致すると認めたものについて、この奨学金は返還が必要であること及びその返還金が新たな奨学生の貸付原資になることを本人及び親権者等に周知のうえ推薦すること。

イ 推薦に際しては、予約申請者より次の書類を提出させること。

(ア) 「**育成奨学金貸与予約申請書**」（親権者又は未成年後見人が連署したもの。）

(イ) **住民票謄本（世帯全員）**（記載事項欄の省略のないもの。本籍地・マイナンバーは必要ない。）

(ウ) **所得に関する市町村長発行の令和2年度課税証明書**（注2）

（注2）所得金額、扶養人数、社会保険料等の控除金額及び課税金額の記載されたもの。

非課税証明の場合は非課税理由が記載されたもの。原則として世帯構成員全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明等で確認できる者の分は不要。生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書又は生活保護決定通知書の写しが必要（世帯全員の氏名を確認のこと。記載ない者は、上記の所得に関する証明書が必要）

ウ 中学校長等は、前記(ア)(イ)(ウ)に加え、「**奈良県高等学校等奨学金（育成奨学金）予約推薦書**」・「**奈良県高等学校等奨学金（育成奨学金）予約申請者一覧表**」を作成し、奈良県教育委員会事務局学校支援課授業料奨学金係へ提出すること。

(5) 予約採用者の選考

奈良県教育委員会において審査を行い、予約を認める場合は「育成奨学金貸与内定通知書」（以下「内定通知書」という。）を学校へ送付する。（12月頃の予定）

## 2 本採用手続

「内定通知書」を受け取った者は、令和3年4月に高等学校又は専修学校の高等課程に入学した後、速やかにその「内定通知書」を入学した学校へ提示するとともに、育成奨学金の新規申請手続きを行うこと。

## 3 貸与月額（令和2年度実績。無利子での貸与）

国公立	18,000円（5,000円）
私立	30,000円（17,000円）
自宅外加算	5,000円（5,000円）
へき地加算（へき地自宅通学者のみ）	12,000円（－）

※（ ）内金額は、生活保護高等学校等就学費の受給者への貸与額

## 4 返還について

奨学金の貸与を受けている者が、卒業又は退学したときは、その月の翌月から6か月を経過した後、10年間の均等払いで返還する（一括返還も可能）。

<3年間貸与者の返還額の例>

貸与区分（自宅通学者）	貸与総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
国公立	648,000円	32,400円	5,400円
私立	1,080,000円	54,000円	9,000円

※次の場合、申請によって返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先へ延期）となる。

- ① 本人が、短大・大学・大学院、専修学校等に在学している場合
- ② 本人が、疾病や災害、その他やむを得ない特別な事情等で一時的に返還が困難になった場合

## 5 その他

申請に必要な用紙等については、8月下旬に関係各学校へ郵送する資料を複写すること。  
資料がない場合は下記まで問い合わせること。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各義務教育学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度「歯を守る図画・ポスター・標語コンクール」の 実施期間及び表彰方法の変更について（通知）

令和2年4月9日付け週報で通知した標記の件について、下記のとおり実施期間及び表彰方法について変更がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 趣 旨

歯と口の健康週間を含む6月中に、県内の小・中学生を対象に歯を守る図画・ポスターを広く募集し、歯科疾患の予防等口腔の衛生に対する意識を高めることを目的とする。

#### 2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、一般社団法人奈良県歯科医師会

#### 3 募集内容

##### (1) 募集作品

歯を守る図画・ポスター

##### (2) 対象

###### ① 小学校低学年（図画）の部

県内小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）の1年～3年の児童

###### ② 小学校高学年（ポスター）の部

県内小学校の4年～6年の児童

③ 中学校（ポスター）の部

県内中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒

④ 標語の部

県内小学校及び県内中学校全学年の児童及び生徒

図画・ポスターにかかれた標語を審査の対象とする。

(3) 募集方法

各学校において優秀作品を選定の上、応募すること。

① 作品内容

ア 画用紙の大きさは、B3（4つ切）に限定する。

イ 提出作品（図画・ポスター）には、できるだけ歯と歯周（歯ぐき）に関する自作の標語を入れること。（口腔保健向上に寄与するユニークな表現を考え、「虫歯」ではなく「むし歯」と標記すること。）

② 作品の提出方法

ア 応募作品数は、各学校12点以内（厳守）とする。

イ 作品の提出に当たっては、様式1の送付票及び様式2の応募票を使用し、学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

ウ 応募票のうち1枚は、作品裏面右下にのり付けし、残り1枚は様式1の送付票とともに送付すること。

エ 1名につき1点とし、1点を複数名で作成することは認めない。

オ 様式2の貼付に当たっては、作成者と記載氏名の整合性を確認すること。

(4) 提出先

〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2

一般社団法人 奈良県歯科医師会事務局

TEL 0742-33-0861

(5) 提出期限

令和2年10月30日（金）

(6) 著作権等

応募された作品の著作権は主催者に帰属する。作品は学校単位で処理完了次第に返却する。

4 審査・表彰

主催者は、厳正な審査を行い、優秀と認められた作品に対し、次の賞を贈り表彰する。

(1) 特選

奈良県知事賞、奈良県教育長賞及び奈良県歯科医師会長賞

各部門各1名（4部門各1名計12名）

(2) 入選

奈良県歯科医師会長賞

図画の部・ポスターの部 各6名程度

(3) 佳作

奈良県歯科医師会長賞

図画の部・ポスターの部 各8名程度

(4) 図画の部・ポスターの部特選の作品3点（図画1点、ポスター2点）は、日本学校歯科医会主催の「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」に出品する。

(5) 標語の部特選の作品1点は、日本歯科医師会主催の「歯・口の健康啓発標語コンクール」に出品する。

(6) 表彰式は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、書面での通知とする。

5 その他

作品応募者全員に参加賞を贈る。

(様式1)

第 号  
令和2年 月 日

奈良県歯科医師会長 殿

学 校 名  
学校長名 印

令和2年度 歯を守る図画・ポスター応募について

標記について、次のとおり提出します。

番号	学 年	氏 名 (上段にはふりがなを記載)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

(様式2)

のりしろ  
< 応募票 (送付用) >

学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	

-----きりとりせん-----

< 応募票 (作品裏面用) >

学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	

※ 応募票2枚のうち1枚は作品裏面右下にのり付けし、残り1枚は、様式1とともに送付してください。

< 記 入 例 >

< 応 募 票 >

学 校 名	国 立 ○ ○ 市・町・村 立    △ △ 小学校 私 立
学 年	第                  学 年
ふりがな	な   ら   た   ろ   う
氏 名	奈 良   太   郎

(注意事項)

- 1 応募票は、日本工業規格A4判の半分の大きさとし、応募票記入例を参考に応募者1名につき2枚作成して下さい。  
(学年の記入にあたっては、算用数字を用いてください。)
- 2 応募票2枚のうち1枚は、必要事項を記入のうえ作品の裏面右下にのり付けしてください。
- 3 応募票の残りの1枚は、学校名の上ののりしろ分を残し、作品とともに送付してください。